

輸出令別表第1の9(10)(省令第8条第十二号)  
 情報セキュリティ(盗聴検知機能を有する通信ケーブルシステム)

商品名: \_\_\_\_\_  
 メーカー名: \_\_\_\_\_  
 型及び等級: \_\_\_\_\_

該非用パラメ - タシ - ト  
 (情報セキュリティ・貨物・パート2)  
 様式9 - 10

( 1 / 1 )

CISTEC 2009.10  
 (平成21年10月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答	備 考
第十二号 <u>盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム</u> <u>又はその部分品</u> ： 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品		
当該貨物の形態につき、下記のあてはまるものを選択し、内にレ又は×印を付けた後に、次に進むこと。 <input type="checkbox"/> 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム(装置の形態を持つもの)又はその部分品 <input type="checkbox"/> 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム(電子組立品、モジュールの形態を持つもの)又はその部分品 <input type="checkbox"/> 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム(集積回路の形態を持つもの)又はその部分品		
第十二号に該当し、規制されるものかどうかを判定する。		
・盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品か？ (解釈)「盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム」： 電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。 「部分品」：他の用途に用いることができるものを除く。	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> <input type="checkbox"/> <u>はい</u>	
(判定) 以上の結果、標記第十二号に該当するか？(注)	<input type="checkbox"/> <u>非該当</u> <input type="checkbox"/> <u>該 当</u>	

(注) 回答欄においてアンダ - ラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該判定貨物が標記第十二号に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者： (作成年月日 年 月 日)

会 社 名 \_\_\_\_\_

所 属 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_